

リテール君とマーコさんの 消費税対策講座 第8回

消費税の税額計算の特例

■ 2019年10月1日から必要となる区分経理

軽減税率の対象品目を取り扱う課税事業者は、標準税率（10%）適用のものと軽減税率（8%）適用のものとを会計帳簿に区分経理して、納税する消費税額等の計算を行う必要があります。

リテール君とマーコさん

キド先生、経理事務に対処することが困難な事業者に対して、何か特例措置はあるのでしょうか？



キド先生

売上や仕入を消費税率ごとに区分経理することが困難な中小事業者のために、売上で3種類、仕入で2種類の税額計算の特例が設けられています。

また、本特例は、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の中小事業者が対象となります。

■ 売上税額の計算の特例

マーコさん

キド先生、売上税額の計算の特例って、具体的にはどのようなものなのですか？また、使える期間に制限があるのでしょうか？



キド先生

売上を税率ごとに区分経理することが困難な中小事業者は、具体的に次の方法により軽減税率の対象売上および売上税額を計算することができますよ。

なお、本特例の適用期限は軽減税率制度の実施から4年間（2023年9月30日まで）です。

①：仕入を税率ごとに区分経理できる卸売業・小売業を営む中小事業者

売上に「小売等軽減仕入割合」を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上とし、売上税額を計算します。

$$\text{小売等軽減仕入割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$$

②：①以外の中小事業者

売上に「軽減売上割合」を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上とし、売上税額を計算します。

$$\text{軽減売上割合} = \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$

③：①②の計算が困難な中小事業者（主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象）

①・②の計算において使用する割合に代えて「50%」を使用して、売上税額を計算します。

$$\text{概算の割合} = \frac{50}{100}$$

■ 仕入税額の計算の特例

リテール君

キド先生、仕入税額の計算の特例って、具体的にはどのようなものなのですか？また、使える期間に制限があるのでしょうか？



キド先生

仕入を税率ごとに区分経理することが困難な中小事業者は、具体的に次の方法により軽減税率の対象仕入および仕入税額を計算することができます。なお、本特例の適用期限は軽減税率制度の実施から1年間（2020年9月30日まで）です。

④：売上を税率ごとに区分経理できる卸売業・小売業を営む中小事業者

仕入に「小売等軽減売上割合」を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入とし、仕入税額を計算します。

$$\text{小売等軽減売上割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$

⑤：④以外の中小事業者

簡易課税制度※を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することで仕入税額の計算が可能でです。（原則は、課税期間の開始前に選択。）

※課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定のみなし仕入率を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。



キド先生

なお、2019年10月1日からの消費税率の引き上げおよび軽減税率制度の導入までに、様々な取り扱いに関する変更が生じることも想定されますので、詳しくは国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」等をご確認ください。



リテール君

商業高校の2年生。
販売士3級で家業がパン屋。



マーコさん

大学2年生。販売士2級で、小売業への就職を目指している。

(注)「販売士」は、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

執筆：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明 提供：一般社団法人 日本販売士協会